

いまもあしたも誇れる座間であるために...

発行者：おぎはら健司
メールアドレス：info@ogiharakenji.com
連絡先：042-705-5119 (ファックスも同じ)

おぎはら健司の市政レポート

議員提出条例検討委員会発足

今回は議会全体の活動状況についてレポートしたいと思います。

座間市議会だよりやタウンニュースなどで告知したとおり、去る10月24日(土)午後2時より、サニープレイス座間に於いて「第四回座間市議会報告会」を開催致しました。

この報告会について、私が所属する『新政いさま』は、消極的な考え方を貫いています。なぜかと言えば、市議会全体として報告会を行うには、会派ごとの政策的なスタンスに極端な差が生じてしまうからです。

例えば、自民党籍を持っている7名の議員で活動している『新政いさま』と、共産党座間市議団3名とでは、イデオロギーが全く違いますから、市政の現状について正反対の立場から報告をする事になりますので、同じ政策について論じても賛成・反対双方に偏るため、整合性が取れなくなってしまいます。

そのため、座間市議会全体として開催する報告会では、例えば政務活動費の詳細についてや陳情・請願といった市民要望に対してとるべき議会の対応について、といった政治色が出ないテーマに絞られてしまい、市民の望む内容について触れることが出来ないと考えています。

今回の報告会の議員の参加は21名全員でしたが、市民の参加は12~3名でした。議会の活動に関心をお持ちいただけない現状は危惧すべき事ですが、市の職員である議会事務局のスタッフまで休日出勤で動員し実施する点について、改めて疑問を持たざるを得ませんでした。

いずれにしても、政策的な考え方が近い議員で構成されている会派単位での開催や議員個人で開催をすべきと個人的には考えております。

私は過去3回、新年度予算の詳細が明らかになる2月の最終日曜日に相模が丘コミセンにて

市政報告会を開催して来ました。この時期に行う狙いは、新年度予算の詳細について個人的な意見を交えながら皆さんへ報告出来るからです。

さて、話を変えて、表題の「議員提出条例検討委員会」について触れておきたいと思います。

市議会議員には、行政機関から提出される議案に対する議決権と合わせて、条例を提案し議決するという権能も与えられています。近隣市で言えば相模原市議会主導により可決した「がんばる中小企業支援条例」や大和市議会主導による「商業振興条例」のようなものがあります。

このたび、座間市議会では商業振興条例(仮称)と環境美化推進条例(仮称)、落書き禁止条例(仮称)の3本を議会主導で提出し、成立を目指すべく、条例検討会を立ち上げました。メンバーはそれぞれの会派から一人ずつ(『新政いさま』からは2名)選出し、関係団体・市当局との意見交換や条文の内容についての検討等を行う事としています。私は『新政いさま』の代表として長谷川団長と2名で委員を務めております。

私としては商業振興と環境美化推進条例について特に力を入れて参りたいと考えております。環境美化推進条例では、相模原市の条例で小田急相模原駅周辺地区は路上喫煙防止地区と定められていますが、座間市内でも路上喫煙を禁止する重点地区を定めたりペットの糞尿の処理について努力義務を定めたり、ポイ捨てについて規定するといった内容が考えられています。

しかし、こうした条例制定が求められる背景には、前号で触れた通り、福祉大会に於ける「優先席は不要という考え」(本来、優先席以外の座席であっても、必要とする方には譲るべきという考え)同様に、モラルの欠如から求められているものと考ええると、複雑な気持ちになります。